



# 控 訴 状

令和2年7月29日

大阪高等裁判所民事部 御中

控訴人訴訟代理人弁護士 山 形 康 郎

同 訴訟代理人弁護士 赫 高 規

同 訴訟代理人弁護士 角 谷 俊 輔

同 訴訟代理人弁護士 赤 木 翔 一

当事者の表示

〒630-8580

奈良市二条大路南一丁目1番1号

控訴人 奈良市長 仲 川 元 庸

(送達場所)

〒541-0041

大阪市中央区北浜二丁目5番23号

小寺プラザ12階

弁護士法人関西法律特許事務所

電話 06-6231-3210

FAX 06-6231-3377

控訴人訴訟代理人弁護士 山 形 康 郎

同 訴訟代理人弁護士 赫 高 規  
同 訴訟代理人弁護士 角 谷 俊 輔  
同 訴訟代理人弁護士 赤 木 翔 一

被控訴人

被控訴人参加人

損害賠償請求等履行請求控訴事件

訴訟物の価額 160万円

貼用印紙額 1万9500円

予納郵券 6160円

上記当事者間の奈良地方裁判所 [redacted] 損害賠償請求等履行請求事件（差戻前原審・奈良地方裁判所 [redacted]、[redacted]、控訴審・大阪高等裁判所 [redacted] [redacted]）につき、令和2年7月21日判決の言渡しがあり、控訴人は、同日、判決正本の送達を受けたが、同判決は一部不服であるから、控訴する。

## 第1 原判決の表示

- 1 被告は、仲川元庸に対し、1億6772万2252円及びこれに対する平成30年4月10日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払うよう請求せよ。
- 2 原告ら及び参加人らのその余の請求をいずれも棄却する。
- 3 訴訟費用及び参加によって生じた費用はこれを3分し、その2を原告ら及び参加人らの連帯負担とし、その余を被告の負担とする。

## 第2 控訴の趣旨

- 1 原判決中控訴人敗訴部分を取り消す
- 2 上記部分につき、被控訴人ら及び被控訴人参加人らの請求をいずれも棄却する
- 3 訴訟費用及び参加費用は第1、2審とも被控訴人ら及び被控訴人参加人らの負担とする  
との判決を求める。

## 第3 控訴の理由

- 1 本件売買契約の締結は、相手方仲川元庸が公共用地の取得に関して市長として有する裁量権の範囲内において合理的に行われたものであり、これに反する原判決の認定は、本件買収地取得の必要性及び緊急性、本件売買契約の締結に至る交渉の経緯、本件において土地収用法上の収用手段を選択することの現実的な可能性の有無、合併特例債の活用等の早期に本件買収地の取得を実現することにより得られる利益等、本件買収地の価格決定又は本件売買契約の締結に関連する諸般の事情について、それらを裁量判断の基礎として考慮することの当否又は考慮するにあたっての重みづけの程度等の、事

実の認定又はその評価を誤ってなされたものであるから、相手方仲川元庸の本件売買契約締結行為は違法性を有するものではなく、同人の損害賠償責任は認められない。

- 2 本件売買契約締結当時においては、早期に本件買収地の取得を実現しなければ合併特例債の活用が不可能となって、本件買収地の取得価格を優に超える同起債による奈良市の利益が失われることが見込まれており、かつ本件売買契約の締結により、その後、合併特例債の活用による利益を奈良市が現に受けることが確実であるという事情の下では、相手方仲川元庸の故意過失、奈良市における損害の発生又は本件売買契約と損害との相当因果関係は認められず、同人の損害賠償責任は認められない。

- 3 詳細は、追って控訴理由書において主張する。

以 上